

「成長戦略フォローアップ案」国家戦略特区関係 抜粋（案）**8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方****（1）規制改革の推進****i）国家戦略特区の推進**

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組む。また、規制の特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特区の規制の特例措置の全国展開を加速化させる。

①更なる規制改革事項**（企業の農地取得特例）**

- ・養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても 2021 年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。

（農地の適切な利用を促進するための施策）

- ・本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策を含め、幅広く検討し、2021 年度中に結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。

（「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等）

- ・農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするため、2021 年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

（高速 PLC を活用したインフラ点検の実証手続きの簡素化）

- ・屋外において独立電源を利用し、配管内（地表・地中にあるものに限る。）又は水中のロボットと制御装置間の電力線で高速 PLC（広帯域電力線搬送通信）を活用する実証実験の電波法上の許可申請に当たり、混信発生時の迅速な対処等の措置が適切に講じられる場合、予備実験の不要化等、実験用設備の迅速な設置許可への対応について、2021 年度中に結論を得る。

(外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進)

- ・外国人エンジニアの雇用促進による産業の国際競争力の強化を目的として、自治体が認定した企業に就労する外国人エンジニアが一定の要件を満たす場合に在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、2021 年度中に結論を得る。

(看護系人材の活用による待機児童解消の促進)

- ・0 歳児が 4 人以上在籍する保育所及び認定こども園においては看護師等を 1 人に限って保育士とみなせるところ、保育現場における看護師等の更なる活用による待機児童解消の促進を目的に、0 歳児の在籍人数にかかわらず、看護師が 1 人で保育しないことを要件に看護師等を 1 人に限って保育士とみなせることとすることについて、保育の質の確保に留意しつつ、2021 年度内に検討し、結論を得る。

②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

国家戦略特区における規制の特例措置は、国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定、令和 2 年 10 月 30 日一部変更）において、「活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされている。これを踏まえ、まずは下記の項目について、2021 年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、それ以外の項目についても可能なものから順次進めていく。

(保安林の指定の解除手続き期間の短縮)

- ・一定の要件を備えている場合に、保安林の指定の解除手続き期間を短縮できる特例について、2021 年内を目途に全国展開を実施する。

(特定実験試験局制度の特例)

- ・本特例措置の全国展開として、本特例創設後に、実証実験における周波数利用に係る免許手続きを簡略化するため整備された全国制度ではカバーされていない周波数の今後の利用ニーズに全国的に対応するため、規制所管省庁において、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制を 2021 年度中に整備する。

(日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長)

- ・優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外の大学等を卒業し、関係地方公共団体から認定された本邦の適正な日本語教育機関に入学した外国人留学生が、卒業後も就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下で、継続就職活動のための在留資格を最大 1 年間認める特例の全国展開について、2021 年度できるだけ早期に実現する。

(高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設)

- ・高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業を支援する企業等に就労する外国人に対して、特別加算を実施する特例の全国展開について、2021 年度中に結論を得る。

(道の駅の設置者の民間拡大)

- ・「道の駅」の設置主体を、市町村との協定の締結等を前提に、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、民間事業者に拡大することを可能とする特例措置の全国展開について、2021 年度中に結論を得る。

(農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除)

- ・観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除することを可能とする特例について、地域限定旅行業者の実態調査や関係業界からのヒアリングを行いつつ、地域限定旅行業務取扱管理者試験の運用を見直すことについて、2021 年中に結論を得る。

(空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和)

- ・ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を短縮する（30 日前→7 日前）ことを可能とする特例について、2021 年度内に全国展開を実施する。

(エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）)

- ・国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件（道路の敷地外に余地が無い場合やむを得ない場合のみ許可）の適用を除外することを可能とする特例について、歩行者利便増進道路制度の運用状況も検証した上で、本特例措置の全国展開について 2021 年中に結論を得る。

(航空法の高さ制限に係る特例)

- ・建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的に検討された地区計画と並行して迅速な承認に向けた手続を取ることにについて、2021 年の夏までに全国展開を実施する。

(障害者雇用に係る雇用率算定の特例)

- ・障害者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加する特例の全国展開について、労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を行い、2021 年度中に結論を得る。

(病床規制の特例による病床の新設・増床の容認)

- ・世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、都道府県は、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて得た数を、基準病床数とみなして許可できる特例の全国展開について、2021 年度中に検討し、結論を得る。

(「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施)

- ・保育士不足解消のため、登録日から 3 年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、法制上の整理を含め 2021 年度中に検討し、結論を得る。

13. 地方創生

(7) スーパーシティ構想等の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想を強力に推進する。

- ・デジタル社会の実現や「新たな生活様式」に寄与する観点からも、大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の早期実現に向け着実に取り組む。具体的には、スーパーシティの区域指定に関する専門調査会及び国家戦略特別区域諮問会議での審議を経て区域を指定した上で、指定後速やかに、区域ごとに、区域会議において規制改革を含む基本構想の作成を行う。